

監督技術基準・施工管理関係資料

令和7年4月

新潟市

1. 適用

新潟市における「監督技術基準・施工管理関係資料（旧：土木工事コンクリート関係資料）」は、新潟県土木工事標準仕様書その3（令和7年2月）「監督技術基準・施工管理関係資料」を準用する。

なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

2. 改訂履歴

平成20年3月31日まで「新潟県土木部標準仕様書」を準用

平成20年4月1日制定

平成27年4月1日一部改正

平成30年4月1日全部改定「新潟県土木工事標準仕様書」を準用

平成30年12月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改定

令和7年4月1日一部改定

3. 読み替え表

監督技術基準・施工管理関係資料において、語句を下記のように読み替えるものとする。

記載箇所	読み替え前	読み替え後
土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法 3. (1). 2)※	※新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づく取組を実施した場合は、ガイドライン（案）に規定した調査基準に則り作成した「ひびわれ調査票」の提出にて当該調査に替えることができる。	* 1
15.	「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、 「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」 及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」	* 1

* 1 監督技術基準・施工管理関係資料では適用しない。